

令和6年陸別町議会3月定例会会議録（第5号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年3月12日 午前10時00分			議長	久保広幸
	閉会	令和6年3月12日 午後2時26分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	出席 7人	1 濱田正志	○			
	欠席 0人	2 三輪隼平	○			
	凡例	3 渡辺三義	○			
	○ 出席を示す	4 工藤哲男	○			
	▲ 欠席を示す	5 中村佳代子	○			
	× 不応招を示す	6 谷 郁 司	○			
	▲○ 公務欠席を示す	8 久保広幸	○			
	会議録署名議員	濱田正志		三輪隼平		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長			主任主査		
	請川義浩			竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農業委員会会長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総 務 課 長	丹崎秀幸	町 民 課 長	遠藤克博		
	産業振興課長	菅原靖志	建 設 課 長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)		
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹	総 務 課 主 幹	清水 遊		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	本間 希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第28号	令和6年度陸別町一般会計予算
3	議案第29号	令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
4	議案第30号	令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
5	議案第31号	令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
6	議案第32号	令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算
7	議案第33号	令和6年度陸別町簡易水道事業会計予算
8	議案第34号	令和6年度陸別町公共下水道事業会計予算
9	発議案第1号	議員の派遣について
10		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（久保広幸君） 庄野会計管理者より、途中退席する旨、報告がありました。また、水間建設課主任主査より、遅参する旨の報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般関係つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 議案第28号令和6年度陸別町一般会計予算

◎日程第3 議案第29号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算

◎日程第4 議案第30号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

◎日程第5 議案第31号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算

◎日程第6 議案第32号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第7 議案第33号令和6年度陸別町簡易水道事業会計予算

◎日程第8 議案第34号令和6年度陸別町公共下水道事業会計予算

○議長（久保広幸君） 3月8日から引き続き、日程第2 議案第28号令和6年度陸別町一般会計予算から日程第8 議案第34号令和6年度陸別町公共下水道事業会計予算まで、7件を一括議題とし、議事を続けます。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第28号令和6年度陸別町一般会計予算の質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、42ページからを参照してください。

1款議会費、42ページから2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、49ページ上段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費、49ページから5目財産管理費、56ページ上段まで。質疑はありませんか。

1番濱田議員。

○1番(濱田正志君) 55ページの5目財産管理費22節の償還金利子及び割引料なのですけれども、譲渡事業償還金というもので、先般説明あったときに、車両2台が今償還されているということで聞いております。その中で今後償還を何年で終わるのかと、今回公用車購入事業ということで使ってますけれども、その内訳を教えてくださいと思います。

○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) それでは、御質問の譲渡事業償還金についてお答えいたします。

予算計上額は100万2,000円ありますが、その内訳としましては、令和4年に購入しました日産自動車セレナであります。こちらの償還が約99万9,000円、残りの3,000円につきましては、令和6年度で購入を予定しているADバンの利息分、こちら金額少なくなっているのは、納車に相当時間がかかるということで年度末近くになるものであること、それから初年度については利息のみの支払いということで少額となっております。

以上、2台の予定であります。いずれも購入から5年間の支払い期限を設けておりますので、5年で償還をいたします。

以上です。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費、56ページから10目諸費、63ページ上段まで。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) それでは、61ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金補助及び交付金の友好町民の会16万円についてお聞きいたします。

平成10年に発足した友好町民の会は今まで26年も続く、長きにわたり行っていますけれども、徐々に会員数を増やしていることかと思えます。今年度、令和5年の予算47万円から大きく減額されていますが、内容について見直しがあったのかと、現在の

会員数、そして実際に会費を納めている方が何人ほどいらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 友好町民の会への交付金16万円についての御質問でありますけれども、まず昨年度、令和5年度から大きく金額が減っているということであり、令和5年につきましては、友好町民の会の会員の皆さんにお配りするカード、それから会員を更新された際にお配りするシール、こういったものを数年に一度作成をしております。たまたま令和5年が作成年に当たりまして、この作成費用31万円が通常年よりは多くなっていたということで、令和6年は平常に戻るということで、通常の16万円ということで、大きく減っている要因としてはそういったことでもあります。

それから、会員数であります、2月末現在、先月末でありますけれども、302名となっております。ほぼ毎年300名ぐらいの方々が会費を納めていただいて、更新される方、中には脱退されて新規という方もいらっしゃいますけれども、ほぼ毎年300名程度会員として登録していただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 3年に一度ぐらいですか、カレンダーのカードなど送っているということで、今年は去年送ったからないということで減額になっているのは理解いたしました。

ホームページには会員数は2,600名を超えたと書いてますけれども、これについては現在は302名ということでよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、ちょっと説明が至らなかったかもしれませんが、会員の皆さんには毎年カード、カレンダー毎年お送りしています。ただ、毎年1年分を作成するのではなくて、複数年分、例えば5年分をまとめてつくるといようなことで、5年に一度予算が増えるというようなことでもありますので、お送りするものは毎年お送りしております。

それから、会員数につきまして、今議員おっしゃられたように、累計では2,600名いらっしゃるのですが、更新されない方も残念ながらおありまして、毎年会費を納めていただいている方が300名程度ということでもあります。会が発足してから今までに累計で2,600名の方に入会いただいたと。中には残念ながら退会されている方もいるので、現時点では302名ということでもあります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費、63ページから13目地域活性化推進費、70ページ上段まで。質疑はありませんか

んか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 69ページ、2款総務費1項総務管理費13目地域活性化推進費12節委託料のミネラルウォーター製造の212万7,000円について伺いたいと思います。

ミネラルウォーターの製造販売・配布に関しましては、議案説明書のナンバー31にも平成24年からの実績が記載されております。中身を見ますと、製造本数は減っており、また、配布本数は横ばいかまた減っていると。販売本数は横ばいであると考えます。

町長の町政執行方針では、1万5,000本の増産を今年考えておられますけれども、私にはミネラルウォーターの陸別百恋水を今後どのように販売を増すのかということがどうも見えてきません。そこで、このミネラルウォーター製造販売・配布、災害備蓄飲料だけでなく、今後どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ミネラルウォーターの製造であります。議員おっしゃられたように、新年度においても1万5,000本の製造を予定しております。累計で20万本を超えまして、当初は3万本をつくったりというようなこともあったのですが、近年は1万5,000本ということで製造を委託しているところであります。配布につきましても、資料のとおりであります。一応こちらの水は広告、PR、町をPRするというような役割を持っているものでありまして、もちろん備蓄するものも想定はされるのですけれども、多くはイベントだとか、あるいは移住関係のフェアですとか、そういったところで町の宣伝のために配布をさせていただいております。そちらが資料でいう無償PR分ということで、令和6年度につきましては8,000本を見込んでおります。

なお、販売につきましては5,000本ということで、これも資料のとおりであります。ほぼ横ばいのような状況ではありますが、近年は物価高もありまして、百恋水のほうがちょっと価格的にも優位なところもありまして、売行きはそう悪くはないと聞いてはおります。

ただ、先ほども言いましたように、PR的な配布の要素が大きいものですから、収入についてはそれほど伸びてはおりませんが、今後も町のPRグッズとしては非常に有効なのではないかと考えておりまして、他のいわゆるノベルティグッズのようなものを製造販売するとなるとかなりの高額な費用もかかりますので、現状、このミネラルウォーターを今後も活用していきたいと、そのように考えております。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 無償のPR商材であるというようなことでありますけれども、2012年から2016年まで、電機連合の若者がYouTubeで手作りのCMを一生懸命やっただいております。本年の町の予算は212万7,000円ではあります

けれども、まず一つとして陸別の特産品であるということでもありますので、まず販売に力を入れていただきたいと考えます。販売戦略をきちんと考えて、そこで戦略の何が悪いのかチェックして改善策を提案しながら、さらにアタックしてみる体制をつくっていただきたいと考えております。

無償PRということだけでは、なかなかうまくいかないのではないのかなと考えるのですよね。とにかくやはり特産品としてどんどん販売の戦略を考えていかなければならないような気がします。どのようにこれから考えるか、販売にどういうふうに入力するのか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 資料31のと通りの配布・製造の状況でございますが、議員御承知のとおり、このミネラルウォーター、現在販売価格小売で110円で販売しております。町からの卸価格はこの資料の31にありますように80円であります。この約5,000本近く年間売っておりますが、やはりこれ収益を先ほど総務課長が言ったように、収益事業でこれを進めるのには非常に難しいものがございます。単純にこの経費を1万5,000本今回の200万何がしの費用を1万5,000本で割っていただければ、1本当たりの製造原価がおのずと出ることかと思っております。それによりますと、約141円80銭、142円でございます。これを町としては実際に80円で各お店などに卸しております。これ単純に言ったら、商売の原則から言ったら赤字というような卸でということでございますが、このPR効果については非常に大きいものがございまして、またこれ備蓄用にも使わせていただいておりますが、去年でいたしますと、高齢者の方々の独居の方にこの水を配布させていただきました。大変喜ばれております。非常用のものとしてこちらがすぐその日のうちに拠出できたという実績がございます。

PR効果については売るための水、もちろん売ればそれによろしいのでございますが、売るためだけではなく、これの名前のネーミングなどで様々なイベントや宿泊施設などの利用者に配布するとか、そのようないろいろなこれを利用しての二次的な効果のほう期待できるかと思っております。この事業単体を取って収益を今後改善するということは、非常に難しいものでございます。ただし、これ自体の効果というのは非常に大きいものがあると、町全体では二次的な効果、町の振興など様々な、ネーミング、この水が百恋水はかわいいと、そういうようなことで、昨今では値段も小売価格的には安いということで、購入者も徐々に増えてきております。ですから、ある程度効果的なものは非常にあるかなと考えておりますので、今のところ6年度は実施したいと思っております。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 町長の考えということでお答えさせていただきますが、今副町長が言ったとおりなのですが、このミネラルウォーター事業というものは、僕も最初の段階から携わらせていただきまして、議会でも黒松内町に視察行ったりとかしている流れがあります。なぜこの141円というものになってしまうかというと、水は日産のと

ころでただと言ったらあれなのですが、ペットボトルをつくるというところに物すごくお金がかかります。これをビジネスにするにはペットボトルをつくることから始めないと、この水のビジネスには行けないということが分かってます。僕自身も議員おっしゃるとおり、販売というものでアピールして収益事業になるのではないかという位置づけから始まったのも、これも事実であるのですが、進めれば進めるほど、今副町長の言った1本に対して141円の原価がかかって80円で卸しているということになります。これを141円で卸して、小売で200円で売れるのかという話になったときに、現実的ではないということで80円で卸して110円で売っていただくというところにとどり着いています。もちろん販売もしていただいて、まちの商店等々に収益になるようなことも町としては考えなければいけないということがあります。それと僕自身もPRで行かせていただいておりますが、その部分で陸別のPRというところも非常に大きなところがあって、今副町長言ったように、効果があります。

この販売戦略ということですが、なかなか原価的な面と、そこに進出すればするほど赤字が膨大に膨らんでいくので、今のやり方でPRしていくというところなので、御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町長の今の答弁でよく分かりました。しかしながら、やはり陸別町のアピールと、それから二次的効果をつかむのだというようなことであれば、もっと百恋水が今後陸別町のどういうアイテムになるのかということを考えていただいて、PR戦略を考えていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 当然同じ考えですので、今後もそういうふうに進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかにありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 68ページ、2款総務費1項総務管理費13目地域活性化推進費の地域おこし協力隊に関わる経費についてお伺いいたします。

今回、報酬で2名分を予算しているということでしたけれども、総務省の特別交付税措置には1人当たり480万円上限で、このうち報酬費は280万円から最大330万円までとなっております。その他経費も含めて480万円が上限とされています。住宅費や保険など経費もあると思えますけれども、起業に向けた研修費や試作などの材料費などもこの科目に含まれているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 御質問の地域活性化推進費の件であります。地域おこし

協力隊員の人件費はもちろん、協力隊員が活動を行う際に必要となる消耗品、また製品開発等の際にかかる製品検査手数料、それから各種研修ですね、協力隊員いろいろなところに行っているいろいろな研修を受けていただきたいということで、それに関わる旅費、さらには会議等負担金、こういったものを全てこの科目のほうに計上させていただいております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 以前、他町の地域おこし協力隊の活動経費をめぐり、議会で議論された例がありまして、そのまちでは協力隊の存在があまり地域に浸透していないため、活動内容が疑問視されたということでした。本町に今まで着任した方はイベントなども積極的に参加してくれていますし、その活動や取組は私たちの目の触れるものがありますので、町民の皆さんも理解し応援しております。

先日もテレビで、農畜産物加工センターでの商品の開発しているところが放映されました。多くの食材を使って、新たな特産品を試作しているのを見て、この材料費など起業に向けた地域おこし隊としての経費として計上されているのか、自腹など多く払っているのか、心配で質問させていただきましたけれども、今後も起業へ向けた十分な支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 地域おこし協力隊員の様々な経費につきましては、議員が今おっしゃられたとおり、総務課長の説明のとおり、本当に補助対象になっておりまして、うちのほうで全て今公費で負担しております。協力隊員の任期中に関しては様々なもので今後も適切に費用を計上し、こちらのほうで負担してバックアップしていきたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） こちらのほうで費用をとというのは、取りあえず立て替えますけれども、年度末には計算して総務省に提出して特別交付税措置を受けているということでしょうか。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 財源の話になるかと思いますが、議員おっしゃられるように、特別交付税の対象となっておりますので、適切に算定をして申請をさせていただいております。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 地域おこし協力隊の関係ですが、今お金の面とかはきちんとやっていることでもあります。それと活動面に関しては、非常に一生懸命やっていただいて、私のところにも当然なのですが、てんまつなり何なりは上がってきて、そして直接お話もさせていただいて、今いろいろ困っていることがないとか、そういうのは直接

お話しさせてやらせていただいているところなので、もし今後また様々な御意見があれば、また頂きたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費2項徴税費、70ページから3項戸籍住民基本台帳費、75ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費4項選挙費、75ページから6項監査委員費、78ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費1項社会福祉費、78ページから87ページ上段まで。質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 78ページの3款民生費1目社会福祉総務費の1節報酬の委員報酬の11万3,000円についてお伺いいたします。

高齢者保健福祉や介護保険事業計画に関する委員会報酬ということで理解しておりますが、これは年に何回ぐらい開催されているのか。

それともう一つ、これらの計画書策定による委員会招集によって計画書が作成されますが、この時期についてはあまり委員会が持たれていない中で計画書が作成されているということで、その辺開催されなかったということで、その辺どのような状況にあったのか、その2点まずお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず社会福祉総務費の1節報酬につきまして、委員報酬ですね、11万3,000円計上させていただいています。あらかじめ御説明させていただきますと、この11万3,000円の中には、青少年問題協議会、それから民生委員推薦会、それとただいま御質問のありました保健・医療・福祉サービス検討委員会の委員報酬が含まれておりまして、そのうち、保健・医療・福祉サービス検討委員会の委員報酬につきましては、6万1,000円を計上させていただいているところでございます。

では、御質問にお答えいたしますが、保健・医療・福祉サービス検討委員会の年間の開催回数でございませうけれども、令和6年度予算につきましては2回を予定させていただいているところでございます。この間、計画策定2本、介護保険事業計画、それから障がい者福祉計画等を今般作成させていただきました。その際も、保健・医療・福祉サービス検討委員会につきましては、町長の諮問機関となっておりますので、今年度につきましては2回開催をさせていただきまして、計画をもんでいただいたところでござ

います。

過去を振り返りますと、なかなかコロナの影響もあって、ここ数年、今年につきましては計画策定があったので会議を開催することができましたが、それ以前、令和4年度以前につきましては残念ながらコロナの影響もあり、皆さんで集まって膝を交えて議論をするという状況にもなかったものですから、この間残念ながら開催はできなかったという経過があるということをお説明しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） ぜひ今後については、その年によっていろいろな状況が伴ってくると思いますが、これらの計画書というのは本町の柱とも言える保健・医療・福祉ですか、そのような重要な計画の策定のもとからなっていますので、この2回を構築を生かして、本町に合った計画書を作成していただきまして、これは継続的な協議活動を通じてよい計画作成書をぜひつくっていただきたいと思えますので、期待していますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） やはり議員御指摘のとおり、高齢者福祉であったり介護保険であったり、非常に町の重要な柱の一つでも考えております。この保健・医療・福祉サービス検討委員会に限らず、町内の関係する方々としっかり議論をしながらよりよいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、皆さんの御協力も含めてよろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 82ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費、5日の補正予算におきまして、他の市町村の障がい者施設へ支払うべき居住地特例対象者について質問いたしましたが、身体障害者更生医療給付費につきましては、対象者はいないということの返答はいただきました。本年度予算におきまして、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費から支出される、他町村の障害者支援施設や介護保険施設、有料老人ホーム等の居住地特例対象施設に入所されている対象者は何名なのか、またそれに支払う金額は幾らなのかについて伺いたいと思えます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

扶助費のうち、障害者介護給付費8,602万1,000円と障害者訓練等給付費7,092万2,000円に関する御質問でございますが、まず障害者介

護給付費8,602万1,000円ですけれども、この給付費の中には生活介護であったり療養介護であったりということで、6種類の給費が実はこの障害者介護給付費の中に含まれております。この後の訓練給付費も含めてそうなのですが、複数のサービスをお一人の方が受けられているというパターンもありまして、これから御報告させていただく数字につきましては、それぞれの内訳はありませんけれども、それぞれのサービスの延べ人数で、申し訳ございませんけれども御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、障害者介護給付費につきましては、対象人数、延べ人数ですが48名であります。これは全体の人数ですね。このうち居住地特例の対象者となる方が20名いらっしゃいます。この居住地特例に該当する方の給付費といたしましては、4,020万5,000円を見ております。

続きまして、障害者訓練等給付費7,092万2,000円に関してであります。こちらには就労継続支援A型、B型等三つのサービスの給付が含まれておりまして、全体のこの給付を受けられる人数につきましては、延べ43名の方がいらっしゃいます。そのうち、居住地特例に該当する方は延べ16名となりまして、この居住地特例の方に給付する給付費につきましては2,431万4,000円となります。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは、反対に入ってくる居住地特例については、第7期陸別町障がい者福祉計画によると、陸別町の障がい施設2か所ですね、2か所の73名が他市町村からの出身者でありまして、令和8年度までの減少は、入所者は陸別町出身者も含めて90名のうち2名の減少であると計画の中ではあります。今後、この障がい者の入所者は現状維持として考えているのか、伺いたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま御質問のあった二つの施設、計画書の中には具体的な施設名は出ておりませんが、みどりの園さんととまむ園さんが計画書に入っていた90名の入所者、そのうち陸別の出身者は17名、それ以外が町外からお越しにいただいている他市町村の居住地特例者ということになります。

計画上、90名というか、計画書の中では実は、令和5年3月31日現在と令和6年3月31日時点の入所者数を90名ということで計画には掲載をさせていただいたところであります。まず、この各施設の入所定員の設定などの考え方につきましては、北勝光生会さんの経営方針によるところとなりますので、この点については御承知おきをいただきたいと思います。

あと、ただいまの御質問のお答えにはならないかもしれませんが、北勝光生会さんにおいては、この二つの施設を合わせた定員を近い将来というか、将来的には100名とする方向で進めていると承知をしております。現状、お聞きしたところ、みどりの園さんが60名でとまむ園さんが51名と伺っております。これをみどりの園さんが

60名、とまむ園さんを40名ということで、今計画を進めているということでお話を聞いております。現状、計画上90名の現在の入居者でありますけれども、北勝光生会さん的にはただいま言った60名、40名のフル定員の人の入所していただきたいという方向で現在動いているというようなお話を伺っております。ということですので、現時点で、入居されている方は90名ですので、現状欠員が生じているというような状況ではあるということでお話を伺ったところでございます。

お答えになったか分かりませんが、以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 他の市町村への入所者を募集して、入所者を維持というか増やしていくということと伺いましたけれども、そのことでよろしいですね。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） こちらも北勝光生会さんの経営努力といったらおかしいですけれども、それによるところが多いかなと思います。

あと、予算との絡みも出てきますが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、現在の90名のうち陸別の出身者の方は17名ということで、定員を100に伸ばしたときに、これが陸別町出身の方が増えるか減るかというのはちょっと分からないところでありますけれども、適正な給付になるように努めていきたいということと、ぜひ北勝光生会さんには法人としての経営を考えたときに、入所者の確保というところは営業努力として行っていただくと非常にありがたいなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 81ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料、ひきこもり支援事業の230万9,000円についてお伺いいたします。

この事業、令和5年にアンケート調査が行われていました。それで、今回はいろいろな事業を展開するということですが、対象者の把握ができて、この相談支援、居場所づくりの事業とこれから展開するのをお聞きいたします。それで、この内容についてもう少し詳しくお聞きしたいので説明をいただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） お答えしたいと思います。

議案説明書、資料ナンバー32にひきこもり支援事業の概要について掲載をさせていただきます。

今回令和6年度新規の事業として社会福祉協議会さんに委託をしようとする中身であります。大きく2本の柱となります。まず1点目につきましては、相談支援を行うところ、それと今回の目玉というか、一番大きな施策としては、居場所づくりを行うということで、今回社会福祉協議会さんが令和5年度に行いました実態調査の結果も

含めて、新たにこの二つの事業について行いたいというような御要望もありまして、今回203万9,000円を計上をさせていただいたところでございます。

具体的な中身、内容についてでありますけれども、相談支援につきましては、ここに書いてあるとおり、必要とされる方の相談窓口をしっかりと設けて、お話を伺ったり、関係機関へつないでいくような流れ、現在の社会福祉協議会さんでささえーるという事業も行ってますが、その延長線上というような感じで、ひきこもりの方に対しても真摯に対応していただくというようなことで、まず相談支援事業が1本ですね。

それから、居場所づくり事業について若干詳しく説明をさせていただきますが、こちらにつきましては、公民館の2階の1室を教育委員会からお借りをしまして、現在の予定でいきますと、毎週火曜日と金曜日の週2回、この居場所を開設をするということで聞いております。具体的にどのような居場所ですどのようなことをするのかというところを社会福祉協議会さんに聞いてみたのですけれども、現在考えているのが犬のおもちゃの作製を考えていると言っていました、これは何かといいますと、鹿の角を加工してワンちゃんがそれをかじって遊ぶというようなおもちゃらしいのですが、そういったものもやってみたいなということと、あともう1点言っていたのはオニグルミ、クルミですね、これを使った何か加工品をつくってみてはどうかということ、現状、軽作業といえましょうか、集まっていただいて何か手を動かしたり体を動かしたりというところで、そういった経済活動とまで言いませんけれども、そういった活動ができればいいなということ、目的といたしましては、引き籠もっている方が社会のメンバーとして自身が必要とされているということを改めて認識していただいて、社会参加を促したいという思いから、先ほど言いました加工品などを作製して、それを例えば観光物産館で販売するとか、そういったお小遣い稼ぎにもならないかもしれませんが、何か社会に自分が役立っているのだな、誰かのためになっているのだな、自分の作ったものを誰かが必要としているのだなというところを何とか見える化するとか、そういった事業展開をしていきたいというような考えを持っておるそうです。ただ、それもこの居場所に来られた方は多分十人十色でありますから、その方々、人に合った、ニーズに合ったサービスといえましょうか、居場所で行うことを個々のニーズに合った形で考えていきたいということも含めておっしゃっていらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 内容についてはよく分かりました。ここに来てくれる人たちの自己肯定感が高まるように、皆さん職員の方も努力していただくと思っておりますけれども、この対象者についてですけれども、年齢層ごとの集まり、性別、趣味ごとの集まり、ニーズに合わせて支援を行うとありますけれども、これは成人向けの事業と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 今年度というか、令和6年度からスタートする事業でありまして、当面の間は18歳以上の方を対象に行いたいということでありまして、将来的にはこの事業自体が軌道に乗った暁には、例えば現在学校に登校できない子なども、教員委員会としても事業を展開されることとなりますけれども、こういった方が例えば高校進学をしないで家に引き続き引き籠もるような子がいらっしやった場合、教育委員会とも協働しながらということになると思いますけれども、ぜひこの社会福祉協議会が行います居場所づくりのほうにもお声がけをさせていただいて、御本人の了解が得られれば、ほかの方々と一緒に、先ほど申し上げたような作業等を行っていただければ、将来的にはそういった方向にも広げていきたいなというような熱い思いを社会福祉協議会としてはお持ちになっているようです。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今後の展開まで聞かせていただきまして、学校に行きにくい子どもたち等も、また含めてやっていくということですが、学校に行けない子どもたちは周りには親しか大人がいないので、ぜひそういう外に出て違う大人と接する機会はとても大切だと思いますので、今後また中身の濃い事業を進めていってくださるようよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 本当に新たな事業で、社会福祉協議会さんも非常に熱意を持ってこの事業には、昨年来取り組まれておりますので、この事業が上手にくるくる回って、町民の皆さんのためになるような展開になるといいなということで、私自身も考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この件に関しては、社会福祉協議会のほうと事務局長等々と私も、この事業に関していろいろお話もさせていただきました。議員おっしゃるとおりだと思います。

ここで一番大事なのは、おうちから出せばいいということではなくて、前にもお話もさせていただきましたが、教育支援センターもそうですけれども、ここでここから出さなければいけないとかいろいろな書かれているのですけれども、一番大事なのは必要に応じての訪問だとか、あとはニーズということですね。これをうちでやれることもあるかもしれませんが、そこを無理くり出してここに来たから成果があったということではなくて、前も申しましたけれども、ここにたくさん人が来たから成功だとかということではなくて、こういう取組、チャレンジすることに僕は応援したいなと思ってこういう事業、社協さんといろいろ詰めて話しています。これもちょっとまた見守っていただいて、議員の周りからも様々な御意見がいろいろ出てくると思うので、そういうふうにして組

み合わせていきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく3款民生費2項児童福祉費、87ページから93ページ上段まで。質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 92ページの14節工事請負費なのですが、説明ではフェンスということで、資料ナンバー38を見ていると、フェンスの高さが表示されていないのですが、これはどのぐらいの高さなのか。私はこの高さというのにこだわるのは、ここで園児たちがそれなりに遊んでいるというか、そこで運動しているときに、ボール等がこのフェンスの外に行ったときとか、あるいは高さによっては漏れるところがあると、そういうことで高さをもう少し明示してほしいなと思います。

それから、今言ったような、俗に言う陸別川というか東側のほうにそういう状態になったときに、やはり回収に行かなければならないとなれば、フェンスの扉が東側にあったほうがいいのではないかと。この図面を見る限り、ないので、その辺の考えちょっと伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 大変申し訳ありませんでした。

まず、フェンスの高さでありますけれども、1メートル20センチの柵を設置することで現在予定をしているところであります。

それと、陸別川のフェンスに出入口がないねということでありましたけれども、基本的にはそちら危険箇所でもありますので、人が出入りできないような形で、そこにはあえて扉を設けないということにしております。先ほどボールのお話等がありましたが、その際は回り込むような形にはなりますけれども、先生方が子どもたちがお部屋に入った後とか、子どもたちから目が離せる状況になったときにボールを回収に行くなど、万が一フェンスの外で何かしなければならぬようなときは、子どもたちの危険が及ばないような形でやっていきたいなという考えであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明で概略というか分かったのですが、120センチということは僕らのような古い人間になると4尺と言うのですが、一般的な子どもたちの背丈ぐらいかなと思うのですよね、120というのは。今言ったようなことで、子

どもたちの伸び伸びとした運動している中で、そういったものを越えて、今言ったようにボールが出た場合には保母さんたちが回収をすると、そういうことも必要なのかと思いますけれども、今言った120を越える子どもたちはいないと思うのですけれども、僕は150はあってもいいのではないかなと思っています。それは川側に危険な話を言ってますので、そういったことと、北側、南側についてはあるのですけれども、それらもきちんと子どもたちの安全を考えた上で高さをもう少ししたほうがいいと思うのですけれども、今の説明では120というのは全体的だと思うのですね。だから、そういった意味も込めてやっていってほしいなと思っています。

そういった意味と、扉の関係で今説明では危険な、いわゆる東側というか陸別川では危険だということですが、やはり管理上は門扉というのですか、それは常時開くようなものではないと思うので、僕はある面では保母さんたちの回収のときに行くとき、遠回りするよりもそこは1か所ぐらいいいかなと思ってしまうのですが、その辺について今後の動向を見る必要があると思うのですが、そういったこと考えているかどうか伺います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） このフェンスに関しては、1歳半受入れというところから始まりまして、現場というか保育士と私が就任当時から、すぐに話合いを持たれまして、受入れをしたのですが、やはり子どもたちが走って行ってしまったりとか、今職員の数と預かる人数というのは、これはきちんとなっているのですが、その中でもやはり目の届かなくなってしまうとか、小さい子を入れれば入れるほど危険度が高いということで、フェンスの要望がありました。この1メートル20が高いか低いかということではないのですが、1メートル20でほかの保育所等々の柵のものをいろいろ参考にしながらやらせていただいています。これ1メートル20にしても1メートル50にしても、上ろうと思ったら上れてしまったりとか、いろいろなことにはなります。ただ、今何をしなければいけないかということは、外に飛び出ていかないような作業。それでなぜ入り口を限定しているかということ、子どもたちが自分で開けられてしまったりする可能性もあるので、限定させていただいております。これは保育士ともきちんとお話をしながら。ボールが飛んだとかそういうアクシデントは起きても、別にそれをぐるっと回って取りにいけばいい話なので、危険を防止するというだけのことであります。それでこの動線を全部こつこつと、ここは目の届くところの場所になりますので、それと、運動会のように物を入れるのに軽トラックを入れられるのかとか、そういう計算もいろいろ入れて場所のこともきちんと現場とお話ししてやらせていただいているので、それと景観も大事にしなければいけないということで、柵がとんでもなく高くなって150だとかとなっていくよりは、120という高さというのもやはり景観、牢屋ではないですけれども、似てるような雰囲気というのもちょっと僕自身は抵抗あるなと思ったので、そういうやり方もさせていただいているので、御理解いただければと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、4款衛生費1項保健衛生費、93ページから101ページ上段まで。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、98ページの4款衛生費1項保健衛生費3目予防費12節委託料、各種予防接種689万1,000円についてお伺いいたします。

今回、带状疱疹の予防接種が追加されています。私の周りにもかなり带状疱疹になったという話を最近よく聞いてまして、新型コロナウイルスが带状疱疹の発症リスクを高めているようで、発症率が近年では2倍になっていると報告も出ております。今回予算には带状疱疹の予防接種が2タイプ出ていますけれども、これについての違いと、本町の対象者は何歳から接種できるのお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、議案資料ナンバーの41の2ですね。こちらに各種予防接種の人数等の内訳が入っております、一番最後の行に带状疱疹ワクチンの接種に関する記載をさせていただいております。

まず、带状疱疹の予防接種としては、この資料ナンバー41の2にもありますとおり、ワクチン2種類あります。現在お子さんに使っているような、いわゆる水痘ワクチンの生ワクチンですね。これは水ぼうそうのワクチンなのですけれども、これは従来からあるお子さんにも使っている生ワクチンにつきましても带状疱疹に効果があるということで、これまで使ってきた水痘の生ワクチンを打つ方法がまず一つ。それと、新たにつくられた带状疱疹専用のワクチン、こちらを接種する、この2タイプを希望される方が選択をするというようなことで、現在考えております。

対象となる方につきましては、満50歳以上の方がこの予防接種の対象となりますので、御利用いただければと考えているところでございます。

それとワクチンの違いなのですけれども、当然、带状疱疹のワクチンにつきましては、この带状疱疹のためにつくられたワクチンでありますので、水痘の生ワクチンに比べてその効果は大きいというお話を聞いております。それと、接種回数についても違いがありまして、水痘の生ワクチンにつきましては1回接種、それから带状疱疹専用ワクチンにつきましては2回接種ということで、接種回数の違いもある2種類のワクチンであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） さきの議員が質問した点に関連してなのですけれども、带状疱疹の関係で、ページ数はいいですよ、41の2のほうの資料を見て言っているのです

けれども、結局町民の方にこういうワクチンを用意しましたと予算を組んでやっているのですけれども、周知の仕方としてはどういうスタンスなのか。そして、今言ったように、不活化性というのですか、成人のワクチンは2回打たなければならないという、その辺のこのワクチンの使い方等について、町民の方にそういうスケジュール的なものもきちんと周知しておいたほうがいいと思うのですけれども、そういった計画的なものを今後やるか。

そして、今予算組んでいる成人の方については148ですけれども、聞くところによるとかなりの人たちが心配していて、症状は出てないというか、自分の感覚で受けたいという人が多くなったときに、町の体制として予算を超えた場合にどうするのか、その辺についてちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、带状疱疹のワクチン接種に関する要項等は予算成立後に詳しく詰めることとしております。あわせて、診療所でもこの带状疱疹のワクチン接種をできるというところで、現在お話を進めてますが、具体的な内容につきましては、これから詳細を詰めていくこととなりますので、現状、スケジュールまではお示しすることが非常に難しいという状況になっています。

あと、周知につきましては、これまで同様、回覧板ですとか、ホームページ、そういったものに掲載をするほか、保健指導担当で行っております健康診断等の結果説明とかもやっておりますので、そういったところで併せて周知ができれば、事あるごとに、この新たな取組でもありますし、まだ町民の皆さんに根づいていない新たにスタートする予防接種でありますので、あらゆる機会を通じて周知を図っていきいたいと考えているところでございます。

今回、特に2回接種が必要な不活化ワクチンにつきましては、資料ナンバー41の2にありますとおり、148人とありますが、1人2回接種しますので74人分ということになります。先ほど御質問ありましたとおり、非常にまちの方、テレビのコマーシャル等も流れているということもありまして、この带状疱疹のワクチン接種に関しては多くの方が関心を持たれているということは承知をしておりますし、もし今回74人分とあと生ワクチンについては22人分の当初予算編成させていただきましたが、町民の方の希望が多くて予算に不足が生じるようなことになりましたら、その際は補正予算をお願いして、町民の御希望に添っていくべくこの事業を進めていきいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく4款衛生費2項清掃費、101ページから5款労働費、106ページ上段まで。質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 105ページ、5款労働費の2目雇用対策費、それと次のページ、106ページの12節委託料の緊急雇用対策事業の640万9,000円についてお伺いいたします。

この事業は政策予算ですか、当初廃目でしたが、その後町長が替わりまして、再度項目が復活された事業だと思います。昨年度の予算から見まして、新年度についてはちょっと減額になっております。その減額の内容についてお伺いしたいのと、それと大変申し訳ございませんが、その後事業における作業内容が変わっていないのかどうか、確認をさせていただきたいのですが、改めてこの事業の内容について説明をお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問に対して御回答させていただきます。

まず、緊急雇用対策事業の内容等について説明させていただきますが、こちらについては、建設業や林業などの産業分野において、季節労働者や短時間労働者が多数占めておりまして、建設業や林業において閑散期に切れ目のない雇用機会を創出するということが目的としておりまして、その時期に業務を発注することによって、雇用の維持、雇用の確保が図られることによります労働者の生活基盤の安定、また町内の雇用状況の改善につなげる事業でございます。

作業の内容につきましては、公共性が強いと見込まれる事業、例えば公共施設の修繕だとか、あと町道等の支障木の伐採など、短期間に実施が可能なものについて都度発注しているところでございます。

また、令和5年度から減額予算となっておりますけれども、こちら今年度につきましては、令和5年度の実績見込みを反映しておりまして、例年より雇用状況が改善しているというか、安定している状況、近年見られますので、本年については昨年より減額の640万9,000円の委託料の計上となっております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。

それと、もう1点だけ聞きたいのですが、この事業について、対象者ですか、今年度はどのぐらい見ているのか。いずれにしてもこの事業については、事業主さんにとっては大変ありがたく仕事が切れた、それとあと数日現場が入れない、それとまた雇用の生活確保、いろいろな現状、事業主さん持ち抱えておりますので、今後とも継続的な支援をお願いいたします。

まず、対象者についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 対象人数でございますけれども、対象となる事業者につきましては、建設業で7事業者、林業では5事業者となっております。令和5年度において、現時点で実際にこの事業を活用している事業者につきましては、建設業で2事業者、林業で2事業者となっております。季節労働者対象になる従業員については31名、本事業を活用して従事していただいております。

今年度の予算についても、これをベースに予算を計上してございます。引き続き、安定した雇用確保に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第28号令和6年度陸別町一般会計予算の質疑を続けます。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、106ページから5目農地費、114ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 112ページ1項農業費4目畜産業費20節貸付金について質問いたしたいと思っております。

家畜導入貸付金と第三セクター運営資金貸付金について伺います。

まず、優良家畜導入支援事業の6,000万円についてですが、昨年までは生乳生産抑制が続いて増頭できない状況でありました。本年度は生産抑制がある程度緩和され増産可能な状況であります。現在、農協では今年の増頭がまだ積み上がっていないという状況にはありますが、現在6,000万円では初妊牛も高値とおりますので、家畜導入貸付金が増えるということも考えられるということから、貸付金の枠、増頭枠の増頭は考えられるのか伺いたいと思っております。

次に、第三セクター運営資金貸付金の1億円の償還条件というのは2年据置きの5年償還の7年と聞きましたけれども、金利についてはどのような条件なのか確認をしたいと思っております。また、運営資金貸付金の用途について、バイオガスプラントの筆頭株主として責任を持って適切な資金の用途を管理していただきたいと思っております。お考えを伺わせていただきたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問に御回答いたします。

まず、家畜導入貸付金の増額についてでございますけれども、こちら令和4年から令和8年までの5年間の計画で、総額2億7,000万円の貸付金の計画を立てておまして、これまで令和4年度、令和5年度におきまして、トータルで4,200万円ほど貸付けを行っております。来年度、令和6年度の貸付金の6,000万円につきましては、農協と協議いたしまして今後の増産見込みを勘案したものでございますが、令和5年の生

乳の実績見込みから令和6年の今現時点での計画見込み、計画になるような見込みなのですけれども、大体850トンほど増量される、増産される見込みでございますので、1頭当たり75万円で計算すると総額で9,000万円程度の資金が必要になってくるかと思いますが、今後また農協と協議しながら、5年間の枠の中で貸付等協議していきたいと考えております。

あと、第三セクターの運営資金の利率につきましては、無利子での貸付けとなっております。資金の用途につきましては、非常に厳しい財政状況ということで、会社運営に係る資金全般についての資金ということで、運転資金として貸付けすることとなっておりますが、毎年度決算時期等について資金の使い道だとか、運営状況等については把握しながら取り扱っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 優良家畜導入支援事業につきましては、これは農協のほうと協議の上、対応していただきたいと思っておりますし、第三セクター運営資金貸付金についても、公社、農協と業者合わせて三者協議の上、返済可能な条件で柔軟に対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 家畜導入の貸付金のほうは今産業振興課長が答弁したとおりののですが、当初予算でこういうふうに組ませていただいております。昨年というか、僕がなってから、この令和5年度もそうなのですけれども、柔軟な対応はさせていただいているつもりであります。やはり今の畜産酪農の関係、厳しい状況は変わっていないという認識があります。そしてこれからも予断を許さない状況なのかなと思っておりますので、今回の予算に当たっては、きちんとやはり農協とお話もさせていただいた中で予算を組ませていただいております。組合長とも密に連携も取らせていただいている中に、また来年度様々な形で懇談をしたいということも、こちらからも申し入れているところでもあります。

それと、第三セクターのほうの1億円は無利子でということで、7年間、2年間据置きでということで、5年間で2,000万円ずつということであります。これも今説明したとおりであります。当然、ここの場面に来るまで私も相当な回数、四者会談をしたりとか取締役会で様々な意見も言わせていただいた結果であります。今、今後10年間の計画を立てた中で、この運転資金が1億円足りないというところになります。当然農協のほうにも1億円の償還をしてほしいということで言われたところもありましたので、町として何ができるのだというところで、最大限の支援ということであります。今後もどういう形になっていくかというのは、結果論になってしまうのですが、様々な場面できちんと立ち止まって、構成員の方たちにも言わせていただいたのですが、そこできちんと立ち止まって次の段階、いろいろな問題が起きたときは皆さんときちんとお話し合いをしながら、町として何ができるのかということをやっていききたいということは申し述

べさせていただきますので、当然監視という言い方が正しいかどうかあれですが、1年に1回ということではなくて、日々流れていきますので、取締役会等々で話をしながら、日々という言い方が正しいかどうかあれなのですが、注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 3目の18節なのですが、ページで110ページの中山間地域直接支払事業で5,100万円なのですが、このことについて、この趣旨は農家に直接支払いもできると。あと、傾斜度の問題でこうやって交付されているわけなのですが、直接払われるという農家の反当たり幾らか、500円だったかな、あるのですが、それを札幌の所得の金額を超える農家さんの所得があった場合には直接払われないということは過去にもあったのですが、今もあるのかどうか。もしあるとしたら、そういうところにくくられる農家さんは何件ぐらいあるのかなということをお聞きします。

それから、資料45を見ていて、交付対象面積ということで、1万4,000何ぼかな、それらはどういう部類が交付対象になってないのか。その辺の、先ほど言った傾斜度がなくて平らなところも交付面積にならないのか。今まで僕自身も実際こういうものに対象になっていたのですが、直接受ける、そういった面からいくと、こういう対象外云々というのはちょっと今初めてというか、私認識したのですが、その意味、その2点についてもお答えを願います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問に回答させていただきます。

まず、対象、所得超過の考え方でございますが、こちら現時点でもその考え方はございまして、令和5年度の基準で申し上げますと、札幌市の平均所得が526万6,480円となりますので、この金額を超える所得のある農家の方については対象外となります。これが実際何人になるのかというと、今年の予算ベースでいきますと13人を見込んでおります。あわせて、交付対象外面積とはということでございますが、こちら中山間地域の直接払いの対象となるのが草地となっております。このナンバー45の下の表の一番下段の4,612万3,489平方メートルにつきましては、町内の農地全てとなります。その対象外面積の1,491万2,936平方メートルにつきましては、デントコーンとか、あとコーンとかてん菜の面積、あわせて、先ほど申しました13名の方の草地の面積がここに入りますので、その分引かされた額が中山間地域の直接払いの対象地域といたしまして、緩傾斜地草地比率の部分にある面積の290万3,169平方メートル、2,830万7,384平方メートルの合計が今回の対象面積となっております。

ます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 1点目のいわゆる札幌の勤労所得者の金額が526万6,000円というのですか、これは見解の相違という言い方、僕らにされていたのですけれども、この金額を超える人については交付対象にならないと言われていて、僕はこういう傾斜地の中で一生懸命努力した人が交付になるのではないかということでもかなり振興局などともやり合いましたのですけれども、やはりこういうやり方というのは非常に意味が分からないのですよね。というのは、傾斜地のある町村における努力ということで、500万円以上の所得得るということは並大抵のことではないと思うのですよね。そういった意味で、私はこの520万円というものについては枠を撤廃するように言ってきたのですけれども、いずれにしても、こういうふうに依然として13人の、13戸というのですか、それが農家ということは畜産でいけば、搾乳農家からいくとやはり半分近い、4割ぐらいの方がこれを受けれないと、そういった意味合いでいくと、私は非常にこの決めが、最初設立した中山間事業というのは前組合長からも聞いたように、結局平らなところの農家と比べものにもならないという苦労があるので、こういう中山間事業というのを取り上げられてきたのだよということで、すごくいい制度だなと思ったのですけれども、こういったふうに依然として、そのことによって所得を上げた人に当たらないというのは僕自身非常に憤慨なのですけれども、いずれにしてもこういう実態のある中でやられているということで、私としては当然こういうものが努力した報いとしてやはり支払交付金が当たる、そういうことを常に思っています。

こういう13件の、当初は一、二件ぐらいだったはずなのですよね、当たらないというか、勤労云々で、けれども今回13件ということはかなりの人たちが一生懸命努力して、酪農の場合、朝早くから夜遅くまで稼いだ分がこういうふうに交付されないという、そして、畜産の場合、かなり面積を必要ですので、それが当たらないとなればかなり経営にも圧縮され、影響を及ぼすと。そういった意味で、今後私としては常に、勤労関係この500何万円というのは当初300万円か何かだったと思いますね。それがこうやって500万円になるということは、だんだん一生懸命努力した分ずつ基準が上がっていくというのも非常に問題だなと思うのですけれども、その辺について取組を、制度としてそうだということなのですけれども、やはり言うことが必要でないかなと思います。

それから、今言った、デントコーンが交付対象面積にならないということを今説明聞いたのですけれども、デントコーンの場合はあくまでも飼料作物の部類なので、草地等の云々でなくて、それは面積に入れてもいいと思うのですけれども、その辺の見解ね。

それから、てん菜の場合は、これは換金作物ですから、それはないのかなと思うけれども、その辺についての振興局とのやり取りについての実態を説明願います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） この中山間地域の直接支払制度につきましては、議員御承知のとおり、当初そのような経緯でもちろんできました。これも本当に国の制度設計の下で、こちらの地域の私たち過疎地域のほうにしてはやはり納得いかない部分もあることでもあります。ただこれ国の制度設計の中なので、これ以上はルールについては特に協議などはしておりません。現状で粛々とやるしかないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 実際こういう中山間における実態というのは分かっているのは当町、十勝管内でも平らな音更とかあっちのほうにはこういう流れはないと聞いています。だからこういう不便なところでみんな頑張っているものについての報いをするためにやはりきちんと、今副町長の説明では国のそういう基準設定でやっているから何ともいうのですけれども、やはり現状のもの、今回のこういう資材高騰も含めた酪農地帯の不便さというのを僕常に言っていないと、言い方悪いけれども、国のほうでも分からないような気がするのです。だから言うことを常にしていってほしいなと思っています。そういうことによって、一生懸命努力した分が最終的に対象にならないというのは物すごくふびんだと私は思うのです。そういった意味で、今後の取組としては町長の答弁になろうかと思うのですけれども、その辺を、やはりこういう不便なところで、そして決して陸別の寒さがマイナスとは言わないけれども、そういう中で一生懸命朝早くから努力している、そういう酪農家の報いをしてこられるような考えを常に言わないと、向こうは分からないと思うのですよね。だからそういった意味で、言ってもらえれば一番いいと思うのですけれども、その辺について答弁をお願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、一生懸命やった人が報われないというのは、これ農家だけではなくて、全てにおかれてそういうことだと思います。そういう思いは同じです。今が不平等だとか何かということではなくて、その中でこういう制度があって、何とかそれに当てはまるようにというやり方もあります。多分議員おっしゃることは、多分この制度の性質がちょっとずれているのではないかということだと思います。その辺は貴重な御意見として伺っておきますが、決して報われないようことも政策をしているつもりもないので、国は国、では町として何ができるのだということ自体が自治体の仕事ということになってくると思うので、ただそこのお話のことに関しては、国レベルといたらそれまでなのですが、副町長の答弁のとおりなのですけれども、私自身の政治活動の中で国会議員さんなりに伝えていくのが自分の仕事なのかなと思っておりますので、ここで今がデントコーンがどうだとかこうだとか言われたところで、何も回答することもできないのも現実であります。ただ貴重な御意見として伺っておくというところにとどめるしかないのかなと思うのですが、そういう答弁しか

ならないです。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費1項農業費6目営農用水管理費、114ページから8目農畜産物加工研修センター管理費、120ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費2項林業費、120ページから124ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 122ページ、6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費18節負担金補助及び交付金、当町の基幹産業である林業について質問したいと思いません。

林業担い手対策推進事業について、この事業は継続事業として林業作業員を対象とした予算であるということではありますが、令和5年度の計画において1,134万8,000円計上され、令和5年度はほぼ利用されている状況にあります。しかし、令和6年度の予算においては625万4,000円と計上され、約500万円の減額となっております。現在林業は働く職員の不足と燃料の高騰などによって大変な中、この予算減額についてどのようなことで減額されているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたしたいと思いません。

まず、林業担い手対策推進事業、こちら今年度予算625万4,000円、今回計上しておりますが、この内訳といたしまして、林業機械等整備事業、こちらいわゆる林業事業体が大型機械を導入する際に事業費の半額500万円を上限に助成している事業でございます。そのあと残りの部分については、安全衛生教育だとか、あと安全確保環境の整備に係る安全装備の購入だとか、振動病の検診だとかの費用を助成する費用として125万4,000円計上しております。

昨年の予算といたしまして、この林業機械等整備事業、こちらを2件分の1,000万円を見込んで予算を計上しております。この林業機械の購入に係る助成につきましては、5年間の計画で実施しております、令和4年度からスタートしております、林業事業体5社ありまして、5社がその5年間のうちに一度使える事業となっております。令和4年度に2件、令和5年度に2件、令和6年度につきましては1件分、まだこの助成金を利用していない事業体がございますので、その分を予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費、124ページから128ページまで。質疑はありませんか。

1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 7款商工費1項商工費の2目商工振興費18節負担金補助及び交付金のところで、プレミアム商品券発行事業とありますが、昨日説明はあったのですが、このパーセンテージの今年度の、前年度までコロナ対策費として40%になってきたけれども、今年度の上乗せはあるのかどうかというところの内訳を聞かせていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの御質問に御回答いたします。

プレミアム商品券につきましては、今年度の予定としまして、こちら商工会とも十分協議した上ですが、プレミアム率20%を予定しております。全部で4,000セットを予定しております、今回の800万円、プラス事務費等で71万8,000円の合計871万8,000円を予算としております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、その次に、3目観光費のところで負担金補助及び交付金……

○議長（久保広幸君） ちょっと待ってくださいね。

暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 先ほどは失礼いたしました。勉強不足です。申し訳ございません。

3目観光費のところで、負担金補助及び交付金のところで、観光協会の予算として昨年度より80万円増えておるのですが、先般の説明のときには副町長から例年どおりということ聞いていたのですけれども、この80万円増になっている理由と内訳というのを教えてほしいです。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの御質問どおり、予算ベースで80万円程度

増額となっております。この内訳といたしまして、新規の観光協会の事業といたしまして、札幌の物産展への出展、こちら予定しております。こちら出展料に11万円を見込んでおります。あと特産品パンフレットを今年度新たに作成するというので、こちら35万円、合わせて46万円事業費で増額となっております。その他まだ40万円ほど増額になっている点につきましては、昨年令和5年度、いろいろコロナが5類になったことに伴ってイベント等平常化になったのですけれども、この間いろいろな資材等高騰してきております。その対応で何とか令和5年度につきましては、平常というか通常の前算の中で実施しては、来年度に向けてその資材高騰等の対応とあと繰越金がかかり減少した分等ございますので、こちら町の補助金のほうを増額で予定しているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、8款土木費、129ページから137ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、9款消防費、137ページから141ページ上段まで。

併せて、190ページから194ページまでの消防費負担金の内訳も参考にしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、10款教育費1項教育総務費、141ページから147ページまで。質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、ページ数147ページの4目スクールバス運行管理についてお伺いいたします。

前年度予算から見まして、3,945万4,000円ですか、新年度予算については4,579万4,000円と、これ増えました。まずその理由について。

それと、ちょっと知りたいのは、今現在スクールバスを利用されている児童生徒数ですか、これ全体数について。

それと、できれば今スクールバスの路線については、トラリ・殖産とか西斗満線ですか、あと上陸別線、小利別線、大きく分けて4路線のバスが走っております。できれば、その路線別の生徒の利用者状況も全てお願いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） スクールバスの運行の委託料ということで、まずこの委託料の増額の要因といたしましては、国土交通省で定めております貸切バスの単価、これの下限額が定められておまして、そちらを勘案した上で適正な価格を算出した結果と

ということで御理解をいただきたいと思っております。現在中型バスと、それから小型バス3台、計4台での運行となっておりますが、それらについて適正な価格を算出した結果であると、そのように考えております。

それから利用者ということですが、教育委員会を通じて毎年度児童生徒数については報告をいただいております。私のほうから回答させていただきますけれども、令和5年度につきましては、上陸別線で5名、小利別線で5名、西斗満線で16名、殖産・トラリ線で10名、合計の36名の登録がございます。もちろん、その日によって乗らない児童生徒さんもいらっしゃると思っておりますけれども、最大で36名の方が御利用いただけるのかなと、そのように考えております。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。

それで、今後利用するに当たって児童数も年々少なくなってくるのはこれ現実かなと思っております。それに伴いまして、いろいろな課題が見えてくると思いますが、今後その辺の対応について、バスの規格とかいろいろな形がございます。そういうことで、その辺のように今後考えていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 運行経費も年々値上がりしております。その一方で、利用される児童生徒の数が減っていくというようなことも予想されるわけですが、議員おっしゃるように車両については、今後、先ほど説明しました中型1台、小型3台で今運行しておりますが、利用される人数等を見ながら、場合によってはさらに小さい車両を利用することによって経費を抑えていきたいと、そのように考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費2項小学校費、148ページから3項中学校費、155ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費4項社会教育費、155ページから160ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費5項保健体育費、160ページ下段から167ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、11款災害復旧費、168ページから13款予備費、169ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計予算の質疑を続けます。

次に、歳出全般について行います。ただし、科目を区切ったの質疑は終わりましたので、その範囲を越えて他の科目と関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、14ページから参照してください。

1款町税、14ページから15ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2款地方譲与税、15ページから12款分担金及び負担金、18ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 15ページ、2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税1節森林環境譲与税の4,107万2,000円について伺います。

前年度より947万4,000円の増額となっておりますが、この交付額は私有林、人工林面積、それと林業就業者数、それと町の総人口の比率によって配分されているということで認識しておりますが、今年度から個人住民税均等割の枠組みを利用して、国税として1人当たり年額で1,000円を市町村が賦課徴収することになっている森林環境税が、森林環境譲与税として交付されていることで増額になっているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 15ページの森林環境譲与税でございますが、令和元年から各交付が始まっております。議員が今説明にございましたように、森林環境税のほうは令和6年度から、これも当初の国の設計どおりでございますが、交付額がこのように900万円増えた原因とかでございますが、これは当初のこれも予定どおりの配分でございます。最初のほうは森林環境税がない状態で国のほうも財源措置、ですから段階的な交付となっている状態でございますが、この令和6年度の4,200万何がしの金額は、これは今後特に大きな制度変更がない限り、7年度も安定して交付されるという形でございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 森林環境譲与税に関しましては、国の動きとして都市部に多く配分される現行の基準を見直して、山間地へ配分を手厚くするため、配分基準を森林面

積の割合を引き上げ、人口割合を引き下げると言われておりましたが、現時点では新配分基準が反映されていないのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 令和6年度のこの4,107万2,000円には新しい配分比率、議員おっしゃいましたその比率で計算されております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） この森林環境譲与税を充てる事業として、議案の説明書ナンバー54に記載されていますが、いずれも継続事業であります。林業関係事業者からは新たな事業の提案などはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 資料54ページに記載のと通りの事業でございますが、議員今説明ございましたとおり、いずれも継続事業でございますが、この森林環境譲与税事業の目的がございますので、それに沿ってそれぞれ関係機関とか、森林組合、あと事業者などの意見も反映しながら事業を進めているところでございます。新年度に関しては、新たな声などはございませんでした。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、13款使用料及び手数料、18ページから21ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、14款国庫支出金、22ページから15款道支出金、29ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、16款財産収入、29ページ下段から19款繰越金、34ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、20款諸収入、34ページ中段から21款町債、41ページまで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 35ページの歳入の20款諸収入4項雑入2目弁償費1節弁償費の損害賠償金85万8,000円について伺いたいと思います。

これは光ファイバーに関することということで説明ありましたが、これについては、土木工事の施工によって発生したものなのか伺いたいと思います。

また、その復旧工事の費用については、どうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） ただいま御質問にありました損害賠償金の件でありますけれども、既に何か起こっていて、そのことに対する事務的処理ということではありません。令和6年度において、光ファイバーケーブルの事故等が発生した場合に、該当になるケースがあれば弁償金ということで頂くのですけれども、ではどういうことがケースあるかというのと、光ケーブルの事故というのが年に数件起きています。その中で、原因者がいる場合、例えばダンプカーの荷台を上げたまま走って光ケーブルを切ってしまったとか、トラクターの先端部分を上に上げて走って線を切ってしまったとか、誰かが切ってしまった場合、そうではない場合もあるのですけれども、まず原因者がいる場合が対象になってきます。その場合は、その原因者の方に修繕費用を出していただくのですけれども、そこで原因者の方が保険を使って支払うケースと保険を使わずに自費といいますか、それで払うケースがあります。これまでの例でいうと、実際に修繕費用が幾らになるかというのを見極めて保険を使うかどうかと判断される方が多いのですけれども、光ケーブルの保守管理、修繕はN T T東日本に委託をしているのですけれども、その原因者の方が保険を使わないよと、自費で払うということになった場合に、その事務処理のルールとして町が一度その方から損害賠償金として支払っていただいて、同額を町がN T T東日本に修繕費用として支払うという事務の流れになっています。保険を使うよとなった場合は、保険会社とN T T東日本とのやり取りで支払いが終わるので、町はそこに入っていないのですけれども、原因者がいて、かつその方が保険を使わずに支払うというケースの場合に、歳入として損害賠償金を受けて同額を歳出でN T T東日本に払うという流れになっています。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について質疑を行います。ただし、科目を区切った質疑は終わりましたので、その範囲を越えて他の科目との関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為及び第3条、地方債についての質疑を行います。

7ページから9ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、次に、第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第28号全般について行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで、議案第28号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第28号令和6年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから18ページまでを参照してください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第29号全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合に限定します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで、議案第29号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第29号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから19ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) それでは、1款診療収入1項入院収入についてお伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 歳出全般ですね。

○5番(中村佳代子君) 歳出ですね。ごめんなさい。すみませんでした。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) なければ、次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 失礼しました。

それでは、歳入の1款診療収入1項入院収入についてお伺いいたします。

資料69に前年度の比較の数字も載っていますが、去年から入院収入については大幅に減っております。1日平均では0.1人とほぼゼロで数えているのではないかと
いう状況なのですけれども、このたびの第9期高齢者保健福祉計画・介護保険計画においても、本町の課題として医療と介護の連携の強化が上がっていましたが、独居世帯や在宅介護の増加が見込まれる中で、いざというときに入院できる体制はこれまでのよう
にあると考えてよいのかお聞きいたします。

○議長(久保広幸君) 空井国保診療所事務長。

○国保診療所事務長(空井猛壽君) 入院に関する部分ではありますが、計画というか、今回の予算を見ていただいても御推察いただけるかなと思うのですけれども、現状、診

療所の体制上の問題も抱えておりました、これは残念ながら看護師不足というところがなかなか解消できない状況になっております。そういったこともありまして、今回の予算につきましては、入院がなかなか平常ベースには受けられないかなというところの予算編成とさせていただいております。高齢者保健福祉計画の中でも、医療と連携というのは非常にこれからも重要になってくる課題でもありますし、余力といひましようか、スタッフが充足できれば、例えば訪問看護とか、そういった医療面での在宅等のサポートというのもできるかなとは考えておりますが、現状を見ますと、非常に残念ではありますが、そこまで手が届かない状況にあるということは大変申し訳ありませんけれども、御理解をいただくほかないですし、スタッフの確保に向けては日々努力をして人を探しているというような状況。それから関係者の方々にも御協力いただいて、いろいろな方面で手を回していただきまして、何とか平常化するべく今鋭意努力をしているところでございます。

入院に関しましては、今申しあげましたとおり、平常ベースといひましようか、その受入れというのは残念ながら充足できないというか、まちの皆さんの希望には応えられない状況にはありますけれども、近隣町村の医療機関とも連携させていただきまして、入院加療が必要な患者さんにつきましては、必要な医療が提供できる医療機関を紹介させていただきまして、そちらのほうへの入院へと、現状は誘導せざるを得ないということですので、御理解をいただければと存じます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 病院の看護師さんの人数で体制が取れないということですので、今いる看護師さんたちに過度に勤務を就かせるわけにはいきませんので、今その状況だからできないということで、病院の経営方針として入院をなくすということではないということは理解できたので、分かりました。

先ほども出ましたけれども、これから入院という方法だけではなくても訪問医療などを強化して行って、まちの福祉計画に乗れるような病院体制の構築を今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。このまちの課題はもう既にはっきりしておりました、入院もそうですし、見取り、そして訪問看護ですね。その辺のもう課題ははっきりしてます。今やるべきことはもう十分分かっている中なのですが、今次長説明したとおりで、全てが看護師不足というところに行くということではないのですが、本当にマンパワーが足りない中で、今現場も一生懸命やっております。もうそれも僕自身も様々面談しながら、頑張っているなというところはあるのですが、もう本当に今必死にぎりぎりの瀬戸際かなと思うような場面に来てますので、看護師の補充に関して日々努力しているところなので、御理解いただければと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、同じページの8ページの2款使用料及び手数料1項手数料の1目文書料の1節文書料についてお伺いいたします。

説明書の中で診断書料等また介護認定主治医意見書料、障害者総合支援法に基づく医師意見書料、その3項目がありますが、それらの1通当たりの発行手数料というのはどのぐらいかかっているのか。それと、ちょっと教えてほしいのは、例えば介護保険等における意見書などですが、これ発行されます。そのような意見書の流れというのはどのような形で進めていくのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（久保広幸君） 空井国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（空井猛壽君） ただいまの御質問であります、文書料についてありますが、まず説明欄の一番上、診断書料等という欄です。令和6年度17万4,000円を見ているものですが、これにつきましては、陸別町国民健康保険関寛斎診療所条例という条例がありまして、そこに定められている診断書料等の料金が条例の定めとしてあります。ちなみに、単価を申し上げますと、簡単な健康診断につきましては2,000円、それから死亡診断書ですとか複雑な健康診断書は3,000円、あと自動車損害賠償保険に関するものなどは5,000円、それと諸証明といたしましては、一般的な証明が2,000円、それから保険に関する証明が5,000円、死体検案料は1万円というような条例規定となっております、それに基づきましてこの診断書料等につきましては予算編成をさせていただいております。

今回の17万4,000円につきましては、一般的によく出ると言ったらおかしいですけども、死亡診断書ですとか複雑な健康診断書3,000円、これをベースに58通分、これは前年度実績等を踏まえた数字になりますけれども、58通分を計上し17万4,000円としているところ です。

介護認定主治医意見書料並びに障害者総合支援法に基づきます医師意見書料につきましては、それぞれの制度のルールに従いまして作成料が示されており、それにより意見書作成料を頂くという流れとなっております。

ちなみに、介護保険の主治医意見書につきましては、在宅新規が5,500円、在宅の継続は4,400円、施設の新規が4,400円、施設の継続が3,300円となっております、今回の39万6,000円につきましては、一般的によく依頼のあります在宅継続単価4,400円の90通分としているところ です。障害者支援法の医師意見書につきましては、分類としては在宅・施設の新規5,500円、在宅の継続が4,400円、施設の継続が3,300円というような三つの区分になっておりまして、これにつきましても過去の発行実績等を踏まえまして、施設の継続3,300円23通分として予算計上をさせていただいているところでございます。

もう一つの御質問の意見書が発行されるまでの流れというところだったと思いますけ

れども、これに関しましては、介護保険も障害者総合支援法に基づくものも基本的には同じような流れとなりますので、介護保険の例を取って御説明をさせていただきたいなと思います。

まず、サービスを利用希望の本人ですとか御家族、それから入所されている施設などから、認定の申請というのが上がってきます。これは保険者である市町村に対して認定の申請というのが上がってきます。申請の種類につきましては、新たな新規の申請、それから介護認定には有効期間がありますので、その期間が到来する前に更新の申請をするもの、それから認定期間中であっても、心身の状況の大きな変化によって介護度が変わる可能性がある場合に区分変更という申請もあります。これらの申請に関しては、先ほど申し上げましたとおり、御本人、御家族、施設から保険者である市町村にペーパーとして認定申請が提出されます。その申請を受けた市町村につきましては、申請書に記載されている主治医、医療機関と先生の名前がその申請書には書かれておるのですけれども、市町村から申請を受理した後、この申請書に記載されております主治医に対して、意見書の作成を依頼をさせていただいております。その依頼を受けた医師につきましては、その対象となる患者さんを診察の上、介護に関する部分も一緒に状況を確認し、意見書を作成いたします。医師が作成した意見書につきましては、依頼のあった保険者である市町村にお戻しをするというような流れでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、地方債についての質疑を行います。

4ページ、第2表を参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、次に、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、最後に、議案第30号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで、議案第30号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第30号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから19ページまでを参照してください。質疑はありますか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 12ページ、2款の1項3目施設介護サービス給付費18節の負担金補助及び交付金。施設介護サービス給付費の予算については1億3,281万7,000円と、令和5年度の予算の1億1,006万円から比べますと2,275万7,000円増加しております。また、15ページの同款6項の1目特定入所者介護サービス費の1節負担金補助及び交付金については、特定入所者介護サービス費の1,703万3,000円については、令和5年度の予算1,181万9,000円より521万4,000円増加しております。両増加費用を合わせますと、約2,700万円になりますが、これらの費用の増加というのは、しらかば苑個室ユニット化による建て替えでの料金アップも大きな影響として判断してよろしいか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま御質問ありました施設介護サービス費、そして特定入所者介護サービス費の関係でございます。

しらかば苑さんが個室ユニット化になったことによる影響かということですが、実はお見込みのとおりでございます。これが主要因、これだけが、しらかば苑のユニット化だけが増加の原因とは言い切れませんが、大きな一つの要因としては捉えていただいて構わないかなと考えております。

その増となる要因といたしましては、御承知のこととは思いますが、介護報酬本体がやはりユニット化になることによって上がると、料金というか報酬額が上がるという面と、あと利用者の方が負担する居住滞在費というのがあります。これにつきましても、ユニット化、個室化になりますと、以前の多床室に比べて高く料金設定されることから、給付費が増加する要因となろうかなと考えております。

なお、特定入所者介護サービス費とはということも一緒に説明をさせていただきた

いと思いますけれども、この特定入所者介護サービス費につきましては、介護保健施設、これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、療養型病床群などを指しますけれども、入所、入居している方のうち、収入額等について一定の要件を満たした方の食費、それから居住滞在費を減額するという制度があります。それが利用者負担限度額認定という制度なのですけれども、これを受けますと、所得、収入の低い方につきましては、基準費用額よりは低い自己負担で入居ができるというような仕組みになっておりまして、この基準費用額と、それから利用者負担限度額の認定をされた方との差額、その差額分についてこの特定入所者介護サービス費というところで、補足給付をするというような仕組みになっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、介護保険報酬本体ですとか、あとは居室滞在費の上昇によりまして、施設介護サービス費につきましても、特定入所者介護サービス費につきましても、ユニット化、個室化によって、ここは上昇する要因となっていることを御説明しておきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先日、施設長のほうから現在入所者は町内から38名、町外から12名と、50名の入所者がいるということでありましたけれども、本年度中に満室にするというようなことを聞きました。この予算については、陸別町の入所者が何人入居するか分かりませんが、より多くのサービスを提供するためには、満室を見越しての予算づけとなっているのか伺いたしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） これにつきましては、第9期の介護保険事業計画の中でも施設サービスの必要量というところで、実は掲載をさせていただいておりまして、計画上は令和6年から令和8年まで、特別養護老人ホームについては38名で推移するだろうという計画としております。それに基づきまして、今年度令和6年度の当初予算につきましても38人をベースとして特別養護老人ホームの入居者の数と読んでおりまして、それを予算化しております。

しらかば苑満床になりますと、60床ということになりますけれども、これはしらかば苑さんとも計画策定の中でお話もさせていただいているのですけれども、現在陸別町の方が先ほど38名とおっしゃいましたか、38名で町外から10名の方が入居されているということでありました。この間、数年間の過去の経過をたどりますと、陸別町民の方がしらかば苑に入るといって、ここ数年の状況からいくと35人程度で推移しているとお聞きしております。ですので、これも蓋を開けてみないと分かりませんが、計画上も含めて38人というのがこの3年間のマックスであろうというような読みもしております。ということは、今48人が入居されているという御報告いただきましたけれども、残りの12名の方につきましては、いわゆる他市町村の住所地特例としてしらかば苑にお迎えをするというような形になろうかと思っております。しかしながら、町民の方

で入居したいという申請がしらかば苑のほうに上げられた際には、そちらもいわゆる入所対象者として、しらかば苑さんには取り扱っていただきたいなと思います。

しらかば苑に入所に当たりましては、入居判定会議ですね、今は、そういった会議が開かれてまして、そこで必要性ですとか優先度とか、そういったものを決定し、入所につなげていくというようなシステムになっておりまして、そういったところで、今後満床を目指すというところではありますが、陸別町の介護保険財政には過去の経過から見ると、さほど大きな影響は出てこないのかなというような予測をしているところです。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第31号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで、議案第31号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第32号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで、議案第32号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

午後1時55分まで、休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時53分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第33号令和6年度陸別町簡易水道事業会計予算の質疑を行います。

予算書の1ページ、第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第3条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、14ページから17ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、水道について質問させていただきます。

まず14ページの収入、1款簡易水道事業収益2項営業外収益2目長期前受金戻入4,173万5,000円、支出の部、1款簡易水道事業費1項営業費用4目減価償却費7,795万7,000円についてお聞きいたします。

これは金銭の伴わない収入として償却資産の減価償却分や除却分を収益したものと説明がありました。この差額3,622万2,000円の扱いはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず初めに、今回の御質問のありました部分につきましては、現金の伴わない部分ということになりますが、それぞれの収益的収入におきましてと歳出におきまして、それぞれを含めた形で今回予算計上をさせていただいております。個々で見ると、3,622万2,000円ということで長期前受金と減価償却の分に差はありますが、予算のところにおきましてそれぞれ財政措置、不足にならないよう予算計上を今回させていただいております。ですので、以前に副町長からの説明がございましたとおり、仮にそれぞれの予算を収入と支出の部分で差し引いたとしても不足がないように予算計上されていきますし、それを入れた形でも不足にならないよう第3条の中で記載されてとおりの予算となっておりますので、この部分については、不足の部分については予算計上させていただいて対応させていただいているところでございます。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） そのようなことでしたら、これは留保金という形に、損益勘定留保資金となってここに積み立てられるということですのでよろしいのかなど、あと、民間企業会計などは償却資産を取得した場合、課税分を一時的に減らすような圧縮記帳などを適用しますけれども、公営企業会計においては、このような取扱いはないのかと、あとまた地方債などの償還に充当される交付税については、今後どのような取扱いになるのかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、申し訳ありません。

今回長期前受金、減価償却費の差額につきまして、先ほど議員のほうからそれについて留保資金として充当するのかなというようなことでしたが、おっしゃるとおり、4条のほうで今回述べさせていただいておりますが、その差額に相当する額につきまして、3,

622万2,000円を損益勘定留保資金として補填するというような形にさせていただいております。

続きまして、御質問のありました圧縮記帳の部分の取扱いについてという御質問だったかと思いますが、今回の企業会計適用におきまして、私どものほうでも、総務省などで出しております地方公営企業法の適用に関するマニュアルというものを参照させていただきながら準備を進めてまいりました。この中で記載されている中に、税法上、国庫補助金により取得した資産については、いわゆる圧縮記帳が認められていますが、公営企業会計ではこれは認められず全額計上しなければならないという記載がありますもので、今回についてはそういった形で処理を進めてきております。

続きまして、地方債などの償還に充当される交付税についてということで御質問だったかと思えます。起債のほうの償還につきましては、まず交付税につきましては、私ども企業会計のほう、これまでの特別会計もそうですが、直接交付税を受けるという形ではありません。一般会計のほうで受けた中から基準に基づいて繰り出されるものでありまして、今後につきましても企業会計になったとしても、まず起債の償還などのそういった費用にも含めまして、総務省で定めている繰出基準に基づいた中で一般会計のほうから繰り出されてくる。その繰り出されたお金に対して、地方交付税のほうでその一部を考慮していただいて交付税に加えていただいて、町の一般会計のほうに交付されるという形になるものですから、この部分につきましては、これまで同様に、基準の中に基づいた算出されたお金で頂いた繰出金を私たちは受けて、事業を経営していくという形になりますし、交付税についてはあくまでも一般会計のほうで受ける。その算定については、先ほど言った国の定める基準の中で考慮されて交付されてくるという形になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今回企業会計ということで新しい方式ですけれども、我々も今までなじんだ数字と今回こういったような、ちょっと的外れた質問になろうかと思うのですけれども、当町における供給量の、いわゆる水道の単価というのですか、1立方メートルでも何でもいいですけれども、一体どれくらいの経費なのか。供給受けている人たちの使用量等計算していくわけですけれども、当町における単価というのですか、水道1立方当たりどれくらいの数字になるのか。それはどれとどれを見ればいいのか、ちょっとあれなのですけれども、そういう数字が知りたいのと、それから今回この会計を見ていると、補助金も当然国のほうから来るのですけれども、この算定方法は、こういう数字が出るのはどういうふうにして補助金が出てくるのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 申し訳ありません。

今この予算書の中で、もしどのぐらいの費用がかかっているのかということになるのですが、今この予算書での数字を使って計算した形で御説明させてください。

基本的に料金に関しましては、ここに予算としては収益的な予算と資本的な予算ということで、4条の資本的な予算については建設費的なものが計上されているものですが、ここは一旦別とさせていただいて、収益的な予算の中で支出としてみなされています、今回で言えば11億5,556万8,000円、これを第2条のほうで言っている、今今回見込む総水量で割り返していきますと、496円ほどになるというような形でまず今回のこの予算書の中での説明ではさせていただきたいなど。収益的予算の3条予算のところにあります支出額を年間の総水量で割り返したら、1立方当たりになると496円ほどというような形になるというような形で今回は説明させてください。

また、先ほどもう一つ議員のほうから御質問のありました収益的収入におきます国庫補助金のことなのですが、これは今回の企業会計に伴う国庫補助金とかではなくて、この企業会計の下でスマートメーターの事業を今回執り行おうとしています。このスマートメーターの整備に伴います国からの補助金ということで、今回この部分に記載をさせていただいている額であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の1立方メートルだと思えるのですけれども、それが496円となると説明されたのですけれども、今後これが経費はそれなりに固定した形でいく形か、また水道を利用する人たちの負担というのですか、減ってきた場合には、経費はあるけれども、減った分その分上乗せした料金がなってくるのか。その辺と今後の見通しをやはりしてないと、当然水道を受けている町民の方の負担がこのままで行くのか、それとも少なくなるのか、その辺の人口、利用者のもにもよると思うのですけれども、そういったことの見通しはこの会計予算できちんと出てくるのかどうか。その辺がちょっと心配なのでお聞きします。

それから、今スマートメーターをするための補助ということ、先般も説明であったのですけれども、この補助率というのが一体どれぐらいになるのかなというのをちょっと目安的にでもいいから説明願います。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず最初に1番目としまして、国庫補助金の補助率のほうを先に言わせてください。

補助率につきましては、今申請させていただいています事業においては50%、2分の1ということで補助率、ルールとなっております。

続きまして、料金のお話なのですが、今議員のほうから今後の料金のことも、この会計移ったことによって心配だということでお話受けたのですが、私どもとしてはまず会計は会計としての移行として考えておりまして、料金につきましては国からも指摘というか指導されてますが、この水道事業を中長期的に持続するためにきちんと経営戦略を立てなさいということで、そういった経営戦略を立てた中で必要に応じて料金の見直しを行いなさいというようなことを言われてきております。また、その際に今の水道事業における経営状況はこういうことだと説明する上で、この企業会計を導入することで皆さんへの説明もまた分かりやすくなるのではないかとことは言われております。

私どもも今回移行して初めてのものですから、今予算組んだお金が最終的に今年度どのように比して動いていくかというところは、我々も注意しながら進めていかななくてはいけないのですが、何分にも先ほど話しましたとおり、中長期的な考え方で料金を見ていかないと、今だけではなく、そのために今回減価償却費だとかそういったこれから失われていく資産の部分もこの会計の中に加味しながら、今後の水道事業についてを考えていかなくてはならないと考えておりますので、その料金の見直しについては、経営戦略を通して改めて我々もいろいろと検討しながら、必要に応じて諮問機関等にも諮問しながら進めてまいろうと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく予算書1ページの第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうちの、第4条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、18ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、予算書2ページ、第4条の2、特例的収入及び支出から第9条、他会計からの補助金についての質疑を行います。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、第4条の2、特例的収入及び支出についてお伺いいたします。

先日の説明では、この取扱いは今年度のみという説明でありましたけれども、これは今回の公営企業会計適用以前の未収金と未払金ということで、今年度以降は普通に未収金、未払金は決算時に処理されてくるということで考えてよいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員お見込みのとおりで、今回4条の2につきましては、

これまでの特別会計からの未収金、未払金としての計上であり、これにつきましては今回限りとなります。

また、今後この企業会計が進んだ中で、また来年の3月31日で会計を締めなければいけないのですが、その際につきましては、今決算書というような形でお話しいただきましたが、我々のほうとしましては決算書の中というよりは、それに付随します貸借対照表ですとか、そういった財務諸表の中で未収金、未払金ということで、今回出させていただいている貸借対照表の中でも出てきておりますが、この中で未収金、未払金の表記をしながら整理していこうと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第33号全般について質疑を行います。質疑はありますか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 予算書3ページの4目減価償却費とあるのですけれども、減価償却費の中身について、これ大まかにでよろしいです、どのようなものが減価償却費として見ているのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 減価償却費、中身ということなのですが、今回の議案書の中の、予算書の中の13ページ、まず御覧ください。

ここの注記事項の中に、今回のローマ数字Ⅰの部分に今回資産を評価した際の手法、振り分け方ですね、財産の種類等をここに明記させていただいております。まず（1）と（2）の中が大きくなりとなりまして、有形固定資産、また無形固定資産というような形になってきます。これらについて、それぞれいろいろな資産がその中にあるわけなのですが、有形固定資産の場合ですと、まず土地ですとか、ここにもありますが建物、構築物、機械及び装置、車両運搬器具、工具・器具及び備品というような形に大きく分けておりまして、それぞれについて基準となる耐用年数をここでうたわさせていただいております。

また、無形固定資産につきましては、ここに書いてありますが、主なものとしてソフトウェアと具体的に書いてますが、今回台帳整備等をいろいろと行いました。こういったものに係りますソフトウェア等の部分が無形固定資産というような形で財産登録をさせていただいております。こういったものを耐用年数等で割り返しまして、取得した原価額を割り返した中で償却額を確定し、経過年数に応じてそれぞれ減価償却を行っていくというような形になっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありますか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、あと三つほど質問させていただきます。

減価償却の算出については定額法とされていますが、この残存価値の設定など大体 10%とされることも多いのですけれども、または備忘価額として 1 円まで減価償却として見ていくのか、お聞きいたします。

二つ目は、消費税及び地方消費税の会計処理について、税抜方式とはしてありますけれども、受け取った消費税はどのように会計処理するのか。それとまた、簡易課税を選択していますが、選択の条件として、一般では課税売上が 5,000 万円以下となっておりますが、適用に問題はないのか、お聞きいたします。

三つ目に、公営企業会計について、決算における出納閉鎖期間が今度なくなりますので、一般会計より決算確定については早く行うのか、この三つをお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず最初に、先ほどの私の答弁の中でちょっと言葉足らずのところがあったので、この場をお借りして訂正させていただきます。

先ほど減価償却の部分の話の中で資産として、こういった資産もありますよということの中で土地を挙げさせていただきました。土地につきましては、ここの欄にもありませんが、土地自体に減価償却の概念はありません。ですので、あくまでも取得したら取得したでそのままです。ですが、資産としてはカウントしております。ここについては申し訳ありません、ちょっと言葉足らずでした。この場をお借りして訂正させていただきます。

では、議員のほうからの御質問だった、まず減価償却についてお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの 1 円までというようなお話を言っていたかと思いますが、ここの部分につきましても総務省のほうの出しておりますマニュアルに基づいて私どものほうでは算出しております。減価償却の限度額につきましては、原則として有形固定資産に関しましては帳簿原価の 100 分の 95 まで償却すると。無形固定資産に関しては 100 分の 100 までとなっておりますので、帳簿原価の 5% までが償却した残価の原価になってくるというような形で整理しております。

続きまして、消費税の話ですね。消費税のほう、先ほどどのようにして消費税を経理するのかという話でしたが、これにつきましても地方公営企業法の施行規則のほうの 19 条において、法適用の事業の消費税及び地方消費税の経理処理については、本来売上げや仕入れ、経費などと消費税を完全に分離して仮払勘定や仮受勘定で処理するという事で、税抜処理方式として処理するというような形になっておりますので、そのような形に基づいて今回整理しております。

また、簡易課税の適用についての部分でございますが、基本的に前々年度の課税売上が 5,000 万円以下であれば、簡易課税としての選択ができるというようなルールに

なっております。私どものほうで今回6年の予算計上するに当たって、前々年度4年度の課税売上額を確認したところ、税抜きで5,000万円にならないような価格だったものですから、今回簡易課税方式を適用させていただいているというような状況であります。

出納閉鎖期間の話であります。決算、終了した際に、これも公営企業法の第30条のほうでうたわれているのですが、事業年度終了後、2か月以内に当該地方公営企業の決算を調製、作成して、町長に提出しなければならない。また、その後監査委員の監査を受けて監査委員の意見書をつけて、遅くとも当該事業年度終了後3か月を経過した後において、最初に招集される定例会である議会の認定を受けなければならないということになっているものですから、ちょっといろいろと締めた後にそういった監査ですとか、意見書を頂いた中で整理していくというような段取りがあるものですから、なかなか早くとはならず、結果とするともしかすると一般会計と同じ9月ぐらいになってくるのかなと見込んでおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで、議案第33号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号令和6年度陸別町簡易水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号令和6年度陸別町公共下水道事業会計予算の質疑を行います。

予算書1ページの第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第3条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、14ページから17ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく、予算書1ページ、第1条、総則から第4条、資

本的収入及び支出のうち、第4条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、18ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、予算書2ページ、第4条の2、特例的収入及び支出から第9条、他会計からの補助金についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第34号全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで、議案第34号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号令和6年度陸別町公共下水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議案第1号

○議長(久保広幸君) 日程第9 発議案第1号議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月2日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

なお、日程、場所等に変更が生じた場合については、議長に一任願いたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

令和6年度の閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体から突発的な研修、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において、派遣の決定の一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（久保広幸君） 日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の会議を閉じます。

令和6年陸別町議会3月定例会を閉会します。
閉会 午後 2時26分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員